

広島市告示（安佐南区）第112号
令和7年12月15日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年12月15日から同月29日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

道路の種類	路線名	供用開始区间	供用開始の期日
市道	安佐南1区 263号線	安佐南区川内四丁目 114番地1地先から 安佐南区川内四丁目 158番地2地先まで	令和7年12月15日